

財政健全化比率・資金不足比率を公表します

★財政健全化判断指標とは

平成 19 年 6 月 22 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成 19 年度決算より、一般会計や特別会計、公営企業会計、第三セクター等を含めた新たな財政判断の指標が整備されました。

新たに整備された指標は、**実質赤字比率**、**連結実質赤字比率**、**実質公債費比率**、**将来負担比率**の 4 つの指標からなる健全化判断比率と、**資金不足比率**のあわせて 5 つの指標です。

★「赤字」と「借金」の 2 つの視点

◆「赤字」がどの程度か

1 年間に入ってきた金額より、使った金額のほうが多い場合、その差額が赤字となります。赤字が発生すると、翌年度は前年度に発生した赤字を返済しなければならず、また、赤字が発生しないように赤字分を削らなくてはなりません。つまり翌年度は前年度に発生した赤字の 2 倍の額を解消しなければなりません。このため、必要な公共事業を削るなど、行政サービスの著しい低下を招く恐れがあるのです。

市の財政が赤字であるということ自体、悪い状況です。この赤字の程度を表す指標が「**実質赤字比率**」「**連結実質赤字比率**」「**資金不足比率**」の 3 つの指標です。

実質赤字比率：一般会計の赤字の程度を表します。

連結実質赤字比率：一般会計、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、病院事業会計など、市の全会計の黒字と赤字の合算額で赤字の程度を表します。

(下水道事業会計、病院事業会計などの公営企業会計は、資金不足額から算出)

資金不足比率：下水道事業会計、病院事業会計などの公営企業会計ごとに資金不足の程度を表します。

◆「借金」がどの程度か

市は、市の台所が赤字のため借金をするものではありません。例えば、学校建設は、多額の費用を必要としますが、現在の世代だけでなく将来の世代も使うこととなりますので、将来の世代を含めて平等に負担していくという考え方のもとに、借金を行うのです。

問題なのは、その借金の程度です。ただ、どの程度の借金であれば問題ないのか、個々の市町村によって市税や地方交付税などの収入の内容に違いがあり、一律に判断するには難しい面があります。

そこで借金の程度を、他市と比較可能とし、借金の程度を借金返済額の面から表したのが「**実質公債費比率**」、また借金残高の面から表したのが「**将来負担比率**」です。

★各指標とも早期健全化基準を下回っています

平成 20 年度決算における各指標の状況は以下のとおりで、いずれの指標も早期健全化基準を下回っています。

■健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 20 年度	発生していません	発生していません	16.5	140.4
平成 19 年度	発生していません	発生していません	16.4	152.2
早期健全化基準	12.10	17.10	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	基準なし

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を定め、早期に財政の健全化を図らなければなりません。

■資金不足比率

各会計ともに資金不足は生じておらず、資金不足比率は発生していません。

なお、資金不足比率が経営健全化基準の 20%以上となった場合は、経営健全化計画を定め、早期に経営の健全化を図らなければなりません。

★実質公債費比率は 0.1%上がりました

実質公債費比率は 16.5%となり、昨年度数値の 16.4%から 0.1%、また、公債費負担適正化計画(借金を長期にわたってコントロールするための計画)の数値 16.4%を 0.1%上回りました。これは病院事業会計への臨時的な経営補助により、0.4%上がったことが大きく影響しています。

早期健全化基準を下回っていますが、依然として収入に対する借金返済額の割合は高い状況であり、引き続き公債費負担適正化計画に沿った財政運営により健全性を確保します。

【主な増加原因】

- 病院事業会計への繰出金の増加

臨時的に 7 億円の経営補助をしたことによる影響です。(3年平均 0.4%)

【主な減少原因】

- 借金返済額の減少

元金返済額以上の借入れを行わないようにしているため、平成 19 年度をピークに減少しています。

★将来負担比率は11.8%下がりました

将来負担比率は140.4%となり、昨年度の152.2%から11.8%下がりました。これは公債費負担適正化計画に沿って計画的に借金残高を減らしたことなどにより、一般会計が将来負担すると見込まれる借金残高などが減少したためです。

早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っていますが、引き続き公債費負担適正化計画に沿って財政を運営します。

【借金残高の公債費負担適正化計画との比較】

(単位：億円)

	会 計	H19 末残高	H20 末残高	差引減少額
計 画	一 般 会 計	485.6	477.4	8.2
	一般会計以外の全ての会計	540.7	531.8	8.9
	合 計	1,026.3	1,009.2	17.1
実 績	一 般 会 計	484.9	472.5	12.4
	一般会計以外の全ての会計	538.6	527.0	11.6
	合 計	1,023.5	999.5	24.0

※借金残高は、公債費負担適正化計画に沿って順調に減少しています。

★財政の健全性を確保するための取組み

実質公債費比率は16.5%で、借入れを行うために県知事の許可が必要となる基準の18%を下回っています。これにより公債費負担適正化計画を策定する必要はありませんが、今後も毎年自主的に公債費負担適正化計画を見直し、健全財政の推進のための5つの取組方針を堅持し、財政の健全性を確保してまいります。

- ① 借金の元金返済額以上に借りない
- ② 国、県の補助金をより多く獲得し、少ない市のお金で事業を実施する
- ③ 合併特例債など、返すときに国からお金を一部負担してくれる有利な借金を活用する
- ④ 下水道事業会計、病院事業会計など特別会計・公営企業会計の自立化を図る
- ⑤ 利率の高い借金は、繰上げ返済により早く返す

財政の健全性を確保し、市役所改革を進め、市民の方が望む必要な事業を確実に実施することで、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」をつくってまいります。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

★財政健全化判断指標の説明



■各指標の説明及び算出方法

実質赤字比率	一般会計の赤字の程度を比率で表し、一般会計の財政運営の深刻度を示します。
	$\text{一般会計の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} (\times 1) \times 100$
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体の赤字の程度を比率で表し、財政運営の深刻度を示します。
	$\text{全ての会計の黒字・赤字} (\times 2) \text{の合算額} \div \text{標準財政規模} \times 100$
実質公債費比率	一般会計の借金返済額に、特別会計や公営企業会計への繰出金のうち借金返済に使ったとみなされる額（準元利償還金）などを合算して、借金返済額の程度を比率で表し、資金繰りの危険度を示します。
	$(\text{一般会計の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{元利償還金に対する普通交付税算入額}) \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に対する普通交付税算入額}) \times 100$
将来負担比率	一般会計の借金残高に特別会計・公営企業会計・第三セクター等の借金残高のうち一般会計が将来負担すると見込まれる額（将来負担額）を合算して、将来負担額の程度を比率で表し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。
	$(\text{将来負担額} - \text{基金残高} - \text{特定財源} - \text{借金残高に対する普通交付税算入額}) \div (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金に対する普通交付税算入額}) \times 100$
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足を比率で表し、公営企業会計ごとの財政運営の深刻度を示します。
	$\text{資金の不足額} \div \text{事業規模} (\times 3) \times 100$

(※1) 市税や普通交付税など市の裁量で使用できる収入の標準的な規模

(※2) 公営企業会計については、資金剰剰額・資金不足の額

(※3) 営業収益の額

■各指標の対象範囲のイメージ

中津川市全体の会計		一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等 (※5)
一般会計	公営事業会計		
	特別会計	公営企業会計	
	国民健康保険事業会計 交通災害共済事業会計 駅前駐車場事業会計 老人保健事業会計 介護保険事業会計 後期高齢者医療事業会計	下水道事業会計 簡易水道事業会計 農業集落排水事業会計 特定環境保全公共下水道事業会計 個別排水処理事業会計 水道事業会計 病院事業会計	木曾広域連合 (旧山口村が加入していたが合併に伴い脱退) (※4)
← 実質赤字比率 →		← 資金不足比率 →	
← 連結実質赤字比率 →			
← 実質公債費比率 →			
← 将来負担比率 →			

(※4) 旧山口村分として木曾広域連合が行なった借金の返済に対して、旧山口村から引き継いだ負担分を脱退後も組合に支払っているため対象となります。

(※5) 将来負担比率の対象となる第三セクターは、第三セクターの借金に対し市が損失補償を行なっている法人のみです。